

当薬局の行っているサービス内容について

2025年8月1日現在

調剤基本料に関する事項	
調剤基本料 1	当薬局は調剤基本料 1 の施設基準に適合する薬局です。
調剤管理料・服薬管理指導料に関する事項	
調剤管理料	患者さまやご家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画(RMP)、薬剤服用歴等に基づき、薬学的分析及び評価を行った上で、患者さまごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。必要に応じて医師に処方内容の提案を行います。
服薬管理指導料	患者さまごとに作成した薬剤服用歴等に基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギー等を確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っています。 薬剤服用歴等を参照しつつ、患者さまの服薬状況、服薬期間中の体調の変化、残薬の状況等の情報を収集した上で、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っています。 薬剤交付後においても、当該患者の服薬状況、服薬期間中の体調の変化等について、継続的な確認のため必要に応じて指導等を実施しています。

施設基準に関する事項

後発医薬品調剤体制加算に関する事項	
後発医薬品調剤体制加算 3	後発医薬品調剤体制加算 3 の施設基準(直近 3 か月の後発医薬品の数量割合 90%以上)に適合する薬局です。
在宅患者訪問薬剤管理指導料に関する事項	
在宅患者訪問薬剤管理指導料	当薬局は、在宅患者訪問薬剤管理指導の届出をしており、通院が困難な方で医師の指示がある場合は、お宅を訪問して、お薬の管理や使い方の説明をいたします。
在宅薬学総合加算に関する事項	
在宅薬学総合加算 1	当薬局は以下の基準に適合する薬局です。 ・在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届出 ・緊急時等の開局時間以外の時間における在宅業務に対応できる体制(在宅協力薬局との連携を含む)及び周知 ・在宅業務に必要な研修計画の実施、外部の学術研修の受講 ・医療材料・衛生材料の供給体制 ・麻薬小売業者免許の取得 ・在宅患者に対する薬学管理及び指導の実績(年 24 回以上)
医療 DX 推進体制整備加算に関する事項	
医療 DX 推進体制整備加算	当薬局は以下の基準に適合する薬局です。 ・オンラインによる調剤報酬の請求 ・オンライン資格確認を行う体制・活用 ・電子処方箋により調剤する体制 ・電子薬歴による薬剤服用歴の管理体制 ・電子カルテ情報共有サービスにより診療時情報を活用する体制 ・マイナ保険証の利用率が一定割合以上 ・医療 DX 推進の体制に関する掲示 ・サイバーセキュリティの確保のために必要な措置
医療情報取得加算に関する事項	
医療情報取得加算	当薬局は、オンライン資格確認を行う体制を有しており、医療情報取得加算の算定医療機関となります。本システムで、薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を活用し、より質の高い保険調剤の提供に努めてまいります。 *医療情報取得加算 … 1 点 (1 年に1回)
かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料に関する事項	
かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料	当薬局には以下の基準を満たすかかりつけ薬剤師が在籍しています。 ・保険薬剤師の経験3年以上 ・週 32 時間以上の勤務 ・当薬局へ 1 年以上の在籍

	・研修認定薬剤師の取得 ・医療に係る地域活動の取組への参画 患者さまの「かかりつけ薬剤師」として、安心して薬を使用していただけるよう、複数の医療機関にかかった場合でも処方箋をまとめて受け付けることで、使用している薬の情報を一元的・継続的に把握し、薬の飲み合わせの確認や説明を行います。
連携強化加算に関する事項	
連携強化加算	当薬局は以下の基準に適合する薬局です。 ・第二種指定医療機関の指定 ・新興感染症や災害の発生時における体制の整備及び周知 ・新興感染症や災害の発生時における手順書の作成及び職員との共有 ・災害の被災状況に応じた研修、または地域の協議会、研修または訓練等への参加計画・実施 ・感染症等に係る医療の提供の観点から、個人防護具の備蓄 ・災害時における薬剤師派遣等に係る自治体からの協力要請への対応 ・災害の発生時における夜間・休日等の調剤及び在宅業務への対応 ・オンライン服薬指導の整備・セキュリティー全般に対する対応 ・要指導医薬品・一般用医薬品・感染症に係る体外診断用医薬品(検査キット)・マスク等の感染症対応用の衛生材料の販売

その他の事項

明細書発行に関する事項
当薬局では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証発行の際に個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。
長期収載品(先発医薬品)の処方等又は調剤に関する事項
当薬局では、厚生労働省による創薬力強化に向けて、革新的な医薬品の開発強化等を推進するため、長期収載品(先発医薬品)の処方等又は調剤に関し、当該の医薬品が患者さまの自己の選択に係る場合について、その費用を実費にてご負担いただく仕組み(選定療養費制度)を導入しています(令和6年10月1日施行)。そうした状況を踏まえて、医師の指示あるいは医薬品の供給に滞りが生じている場合を除き、当薬局では後発医薬品の調剤に努めていますので、ご理解くださいますよう、お願いいたします。
選定療養に関する事項
令和6年10月1日より、患者さまが長期収載品を希望された場合は、選定療養の対象となり後発医薬品との薬価差をもとに、特別の料金が生じ得ます。 * 詳細については、窓口でお問い合わせください。

容器代等保険外費用に関する事項
1. 容器代 水薬用・・・200mL までの容器 60円 200mL を超える容器 120円 軟膏薬用・・・60g までの容器 60円 60g を超える容器 120円 点鼻薬用・・・60円 遮光薬用・・・500mL 容器 100円 ・ 30mL、100mL 容器 50円
2. 患者さまの希望に基づき服用時点ごとに薬を一包みにする場合 7日分ごとに 400円

3. 患者さまの希望に基づき甘味剤を添加する場合 1調剤につき 液剤の場合 350円 散剤又は顆粒剤の場合 450円
4. お宅にお伺いして薬剤管理指導を行う場合、又は調剤した医薬品をお届けする場合の交通費 公共交通機関を利用する場合:使用交通機関に応じた費用 自家用車を利用する場合:片道4kmまで 500円 ※片道4kmを超える場合は、お届けの可否につきましても窓口にご相談ください 配送業者を利用した場合の配送料:配送業者に応じた費用
5. 各種書類作成費用 年間領収証 200円 投薬証明書 1, 100円

指定居宅療養管理指導事業者 運営規程

日薬介護保険対策特別委員会作成 平成12年3月6日作成
日薬職能対策委員会 高齢者・介護保険等検討会 平成18年8月一部改定

（事業の目的）

第1条

1. さかど薬局（指定居宅サービス事業者）が行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という。）の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、さかど薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。
2. 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

（運営の方針）

第2条

1. 要介護者または要支援者（以下、「利用者」という）の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
2. 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
3. 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。
 - ・保険薬局であること。
 - ・在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
 - ・麻薬小売業者としての許可を取得していること。
 - ・利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
 - ・居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

（従業者の職種、員数）

第3条

1. 従業者について
 - ・居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
 - ・従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
 - ・従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。
2. 管理者について
 - ・常勤の管理者1名を配置する。但し、業務に支障がない限り、さかど薬局の管理者との兼務を可とする。

（職務の内容）

第4条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方せんの指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
2. 訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告する。

(営業日および営業時間)

第5条

1. 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、国民の祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。
2. 通常、月・火・木・金曜日の9：00～18：15、
水・土曜日の9：00～12：15とする。
3. 利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。

(通常の事業の実施地域)

第6条

1. 通常の実施地域は水戸市周辺の区域とする。

(指定居宅療養管理指導等の内容)

第7条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。
 - ・処方せんによる調剤（患者の状態に合わせた調剤上の工夫）
 - ・薬剤服用歴の管理
 - ・薬剤等の居宅への配送
 - ・居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
 - ・使用薬剤の有効性に関するモニタリング
 - ・薬剤の重複投与、相互作用等の回避
 - ・副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
 - ・ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認
 - ・使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
 - ・麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
 - ・病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
 - ・患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
 - ・在宅医療機器、用具、材料等の供給
 - ・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
 - ・その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）

(利用料その他の費用の額)

第8条

1. 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。
2. 利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービスの内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。
3. 居宅療養管理指導に要した交通費は、公共交通機関を利用した場合、薬局からの往復交通費を実費徴収する。なお、自動車を利用した場合は、以下の距離別徴収額を基準とする。
 - ・片道 5 k m 1 0 0 円迄
 - ・片道 ～1 0 k m 2 0 0 円迄

(緊急時等における対応方法)

第9条 居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

(その他運営に関する重要事項)

第10条

1. さかど薬局は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証がでさうる業務態勢を整備する。
2. 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、さかど薬局と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

本規程は令和6年6月1日より施行する。

訪問薬剤管理指導に関する案内

居宅や居住系施設での療養中の患者さまで通院が困難な場合は、調剤後お宅を訪問して薬剤服薬指導および管理のお手伝いをさせていただくことができます。短期の利用も可能です。ご希望される場合はお申し出ください。(医師の了解と指示が必要です)

(医療保険対象者) 在宅患者訪問薬剤管理指導料	(介護保険対象者) 居宅療養管理指導費および 介護予防居宅療養管理指導費
*1 点 10 円 10 点 10 円(1 割負担)30 円(3 割負担)	*1 単位 10 円 10 単位 10 円(1 割負担)30 円(3 割負担)
 同一建物居住者以外 650 点/回(1 人)	 同一建物居住者以外 518 単位/回(1 人)
 同一建物居住者 320 点/回(2~9 人) 290 点/回(10 人以上)	 同一建物居住者 379 単位/回(2~9 人) 342 単位/回(10 人以上)
在宅患者オンライン薬剤管理指導料 59 点/回	情報通信機器を用いた服薬指導 46 単位/回

【新設】 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料
夜間訪問加算 400 点/回
休日訪問加算 600 点/回
深夜訪問加算 1000 点/回

さかど薬局

管理薬剤師：中尾 琢磨

住所：茨城県水戸市酒門町 1501-4

TEL：029-248-1501

* 夜間、休日は転送されます

FAX：029-248-1534